

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志布志市長 下平 晴行

市町村名 (市町村コード)	志布志市 (462217)	
地域名 (地域内農業集落名)	野神区 (東原東・東原中・東原西・下方限・中方限・頭方限・岩屋・稻荷下・野神鍋・ 沢津ヶ峯・岩瀬戸・立本・草野・宮下・下原・山重鍋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①畜産農家と関係する農家については、甘藷と飼料作物を交互に耕作することがある。(上床及び野神原)
 ②現状の畑では1筆の面積が小さく、分散している等の立地条件から耕作を希望する担い手は少ないと思われるので、土地改良の必要がある。
 ③用水路の老朽化しており、茶の農場近くは水路が埋まっていることが多く、圃場の管理問題がある。
 ④茶畑が多く、茶畑の中に甘藷畑が点在することから、薬剤散布がしづらい。
 主な作物：キャベツ、甘藷、茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

作物の生産や栽培方法：田については畑地化や5年に1度水張ルールを進めていく。
 畜産農家と関係する農家については、甘藷と飼料作物を交互に耕作出来るように計画的に行いたい。
 今後の将来の在り方：今後も引き続き、地域内の認定農業者等への集約化を進めつつ、担い手の農作業に支障のない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。また、農家間の交流を増やし、農地交換を行い効率的な耕作が出来るようにしたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	766.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	766.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。保全・管理が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地域の認定農業者等の担い手が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。認定農業者や新規就農者に集約し、団地化を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理に貸付けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備の予定なし。 ・地区としてまとめて基盤整備や土地改良を行うため、入作の耕作者との連携を強化していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内外から多様な経営体を受け入れて、計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していく。 ・意向を踏まえながら担い手として育成していくため、行政やJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく実施する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内での農作業の効率化を図るため農業公社等へ飼料のロール作業を委託している。今後も取り組んでいく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣の隠れ場となる耕作放棄地等を農地所有者、耕作者、地域住民と協力体制を確立し管理を行う。また、補助事業を活用し広域的な電気柵の設置などの対策を行う。
 ②自然環境や消費者の健康に良い影響を与える減農薬栽培への取り組みを進めていく。
 ③スマート農業を取り入れ、ドローンによる防除作業や肥料散布等を実施することで作業の効率化を図る。
 ⑦用排水路や畦畔などの定期的な点検を取り組み、地域環境の美化を図り、災害時のリスクを減らす。
 ⑧ビニールハウス等の施設設置について補助事業を活用し、生産組合等の負担の軽減を図る。
 ⑨地区で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。